

2019 - 20 年度 国際ロータリーのテーマ
『ロータリーは世界をつなぐ』
RI 会長 マーク・ダニエル・マローニー

川崎北ロータリークラブ会長の方針
『この先の未来へ』
会長 朝山 浩

Rotary



川崎北ロータリークラブ 会報



会長 朝山 浩

幹事 野口 隆一

会報委員長 大塚 正一

事務所：〒211-0063 川崎市中原区小杉町 3-70-4 ホーユウパレス武蔵小杉 104 TEL 044-722-8037 メール：knrc@nifty.com

URL：http://kawasaki-north-rc.blue.coocan.jp/

例会：毎週水曜日 12：30

二子玉川エクセルホテル東急

第 2864 例会

令和元年 10 月 2 日 (水)

(本年度第 11 回)

点 鐘

朝山 浩 会長

スマイル体操

豊見山 徹 親睦副委員長

司会と斉唱

大塚 正一 会場監督

生垣 繁 ソングリーダー

「君が代」「奉仕の理想」

お客様紹介

米山 元章 親睦委員長

ゲストスピーカー

こすぎ法律事務所 山根 大輔 様

米山奨学生 リーデル, ティモ マリオ 君

出席報告

若林 潤 出席委員

会員数 55 名 (対象外 8 名)	出席 33 名	欠席 22 名 出席率 70.21%
前々回訂正 (対象外 11 名)	欠席 31 名	MAKE UP 12 名 訂正出席率 78.26%

欠席者

クルーズ君	花田君	星野(博)君	星野(妃)君	入来君
上山君	北村君	小林君	甲田君	小泉君
榎木君	三平君	溝淵君	茂木君	野口(哲)君
帯谷君	相良君	関君	世良君	重田君
渡邊君	横山君			

お祝い

峯岸 雅宏 親睦委員

10 月祝事：おめでとうございます！



● 会員誕生日

若林 潤 会員 川野 正久 会員 松波 登 会員
峯岸 雅宏 会員 松下 幸夫 会員 山川 哲史 会員

● 配偶者誕生日

小澤 桂子 様 洪 貴子 様 小林 町子 様 大塚 広江 様
花田 美莉 様

● 結婚記念日

戸川 俊雄 会員 大部 哲也 会員 三平 憲志 会員
洪 征治 会員 齊木 貴 会員 米山 元章 会員

● 入会記念日

甲田 博康 会員 星野 博 会員 川野 正久 会員
柳澤 信夫 会員 佐久間 馨 会員 朝山 浩 会員
クルーズ 由美子 会員 妻鹿 琢生 会員

会長報告

朝山 浩 会長

1. 理事会報告

2. 9 月 18 日 (水) 第 2 回 会長・幹事会の報告

幹事報告

野口 隆一 幹事

1. 地区からの来信

① メジャーダナー顕彰午餐会のご案内

日時：11 月 17 日 (日) 11：00～

会場：神戸ポートピアホテル

※対象者：岡本 徳彌 会員、川野 正久 会員

花田 薫 会員、小澤 秀昭 会員

② 10 月のロータリーレートのお知らせ

1 ドル = 108 円

2. 川崎中原 RC より、例会時間一部変更のお知らせ

第 3 週早朝例会 点鐘 7 時 15 分に変更

7：15～8：00 例会 8：00～レストランにて食事

3. 他クラブ例会臨時変更

● 川崎鷺沼 RC

10 月 23 日⇒20 日 (日) 宮前区民祭参加

ジョナサン宮前平店 点鐘 12：00

10 月 30 日⇒26 日 (土) 地区大会参加

● 川崎大師 RC

10 月 16 日 (水) 職場訪問 B リーグ公式戦観戦

とどろきアリーナ 18：00～

10 月 23 日⇒26 日 (土) 地区大会移動例会

● 川崎中央 RC

10 月 14 日 (月) 休会

10 月 21 日⇒26 日 (土) 地区大会参加

● 川崎マリーン RC

10 月 24 日⇒26 日 (土) 地区大会参加

10 月 31 日 (木) 休会

奨学金の贈呈 リーデル、ティモ マリオ 君

戸川 俊雄 副会長より、リーデル、ティモ マリオ 君に米山記念奨学金の贈呈が行われました。



卓話

石坂 想 会員

こすぎ法律事務所は、本年6月24日から弁護士2名が加入し、パートナー弁護士5名、アソシエイト弁護士2名の体制になりました。これにより、川崎市中部地区では最大(弁護士合計7名)の法律事務所になりました。本日は、新しく加わった内の1人の弁護士を紹介させていただきます。

■〒211-0004

神奈川県川崎市中原区新丸子東 3-946 関口組小杉ビル 3階

■ <http://www.kosugi-lawoffice.jp/>

こすぎ法律事務所 山根 大輔 様 「子ども事件と法律」



略歴

1973年(昭和48年)倉敷生まれ。東京都練馬区育ち。早稲田大学高等学院・同大学法学部卒業。

司法試験合格後、最高裁判所司法研修所司法修習生(配属:京都地方裁判所)を経て、岡山弁護士会に弁護士登録。岡山県倉敷市内の法律事務所にて実務経験を重ねる。その後、同事務所から独立し、新百合ヶ丘にて山根大輔法律事務所開設。

2013(平成25)年、新百合ヶ丘法律事務所(現:新百合ヶ丘総合法律事務所)開設。

2019(令和元)年、こすぎ法律事務所に参加。

業務分野

離婚、相続、交通事故、損害賠償請求、建物明渡、その他一般民事事件、刑事事件(特に少年事件)、債務整理、売掛金回収等。中でも、子どもに関する事件の経験が豊富。

- ① 児童相談所が関係する案件
- ② 親権、監護権などが関係する案件
- ③ 少年事件(刑事)

私は他の弁護士と比べ、子どもの自立支援に積極的に関わっています。現在、「子どもセンターてんぼ」という団体の一会員として運営にも携わり活動しております。「子どもセンターてんぼ」は、児童相談所に入れない子どもたちを匿う「シェルター」です。皆さんがご存知の通り、子どもを匿う施設というと児童相談所(児相)になると思いますが、法律的に「児童」とされる年齢は、18歳未満です。つまり、児相は18歳未満の子どもたちにしか関わられません。虐待された18歳、19歳、20歳の子どもたちがいるにも拘わらず、児相はその子どもたちを守ることができません。そこで、その年齢の子どもたちを守るために我々弁護士が集まり、運営しているのが「子どもセンターてんぼ」です。

「子どもセンターてんぼ」は神奈川県にあり、具体的な場所は秘匿にさせていただいています。虐待にあっている子どもは、心も体も本当に弱っています。社会に出る前に、しばらく安全安心な場所で、虐待をしてきた相手から離れて、心と体を癒してもらおうと作られた施設です。非常に残念ながらいつも運営資金に困っている状態で、施設として十分なケアができていないというとまだまだです。皆様にも、是非会員になっていただき、援助をいただけたら非常に嬉しく思います。

虐待(18歳未満):児童相談所、児童養護施設

児童虐待がメディアなどで報じられると、児相が悪い、児相の対応に問題があったと、関わった児相が必ず批判されます。しかし、それでは何の問題の解決にもなりません。社会全体で虐待に対応するためには、近隣住民、大人たちの目や耳が一番重要です。児童虐待防止法や児童福祉法では、虐待と疑われるケースを聞いた、または目撃した場合に通告を義務付けています。皆様も「この子大丈夫?」と思うことがあれば、まず児相に通告してください。それが我々にできる虐待防止です。そうは言っても、皆様の中には「児相が何もしないで放っておいているのでは?」と思われる方がいるかと思いますが、しかし、児相は通告があると、必ずそれに対応し、調査しなければなりません。その調査の結果、児相の責任者が一時保護するか、自宅に帰すかなどの処置を決めることとなります。近年は、この一時保護をするか、しないかの判断には弁護士も関わるようになり始めました。それでも先日、東京・目黒や千葉で起きたような、あってはならない事件が起こり、小さな子どもが亡くなるという最悪な結果を招いてしまいました。しかし、やはり今我々にできることは、怪し

い兆候に気づいたら児相に通告し、調査をしてもらい、一時保護をしてもらおうよう、働きかけていくということではないでしょうか。

一時保護は基本2ヶ月間です。その後はどうするかというと、もし保護の継続が必要で、家庭裁判所が認めれば、再度2ヶ月間の保護期間を延長することができます。保護は2ヶ月単位です。ある程度の延長が終わった後でも、まだ家に返せないと判断された場合には、児童養護施設に子どもの保護を委託することになります（これについても家庭裁判所の決定が必要になります）。虐待が疑われる場合、何でも一時保護をすれば良いかと言うと、そういう問題でもありません。私は弁護士として、虐待する側と、される側の両方の立場で仕事することがあります。一時保護した方が良いケース、家に帰した方がよいケースと色々と携わってきました。しかしながら、最も優先すべきことは、当事者である子どもが将来幸せに過ごすにはどうすべきかを考えることです。

一時保護をすると、その期間に子どもは学校に行けないことになります。子どもには、法律で認められた学習権というのがあります。10歳未満の子どもにおいて裁判の判例では、本人の学習権より子どもの保護が優先されることになります。それが、その子どもにとって良いことかどうかを考えないとならず、我々が頭を抱えている問題の内の一つです。

また、児童養護施設において、どこも資金が不足しており、設備が十分だとは言えません。一時保護の後、子どもたちが児童養護施設に入って幸せに暮らせるかという、決してそうではない現状もあります。子どもの将来を考えたときに、児童養護施設がベストであると言える状態では決してありません。児童養護施設で生活している子どもたちが、少しでも幸せに暮らせるように、我々も貢献することはできるはず。お金だけでなく、勉強のためのドリルなども送ることができます。子どもたちの受け皿となっているこのような施設に、我々が何らかの形で奉仕することが子どもたちを救うことになります。

虐待（18歳以上の未成年）：子どもセンターてんぼ

18歳未満の子どもたちに関しては、今まで話したように、法律で児童相談所や児童養護施設で保護することが可能ですが、「子どもセンターてんぼ」に関しては、18歳以上の子どもたちを保護し、匿っているため、その子どもの親側から見ると、「子どもセンターてんぼ」は、自分たちの子どもを誘拐しているという考えかたにもなるそうです。誘拐として告訴するぞ、と脅してくる親もいますが、我々弁護士は、子どもたちの盾となり、そんな親から子どもたちを日々守っています。また、彼らはまだ未成年なので、携帯電話の契約なども、自分一人ではできないこともあります。そのような際のサポートも行っています。

虐待以外の子ども問題—少年事件／いじめ

子どもの問題というと、今まで話した虐待のほかにも、少年事件（犯罪）、いじめ問題などがあります。少年事件というのは、刑事事件とは全く異なり、それを裁く少年法というものは、保護主義で貫かれています。犯罪を裁くことよりも、その子を保護して、何故そのようなことをしてしまったのか、その非行性の程度を家庭裁判所が調査します。子どもは、これから変われるという可塑性を持っているという前提で、少年法は作られています。我々の仕事は、要保護性を守り、その子どもの環境をより適したものに調整していくことです。家庭・学校・職場に行き、その環境を調査して、どうしてこのようなことをしてしまったか、どのようにしたらやらなくなるかなどを相談し、改善策を探ります。このような子どもたちを、具体的にどのように立ち直らせるかという、基本的にはしっかり勉強できる場所、働ける場所を提供します。1日が規律正しく生活できる環境に彼らが身をおくことが最も重要になります。是非、皆様にもこのような考えにご理解を示していただければ嬉しく思います。

いじめ問題についてですが、最近ではいじめ予防対策推進法（平成25年）なども制定され、各学校にスクールロイヤー（学校の弁護士）もおいたほうが良いのではないかの議論もされ始めてきました。いじめが起きることのないようにと、社会は動き出しています。私はこのような立案には携わっていませんが、いじめが起こったときに、そのいじめられていた子どもが、どのように立ち直っていくか、どのようにしたら再び学校に通えるようになるかなどのサポートさせていただいています。実際に何をやっているかという、悪い言葉ですが、学校の校長を脅しに行くことになります。電話一本かけて、明日行きますよ、という形で訪れ、折衝することになります。まずは、事実確認の調査をもらい、いじめがあったのだとしたら、どのようにして再発を防ぐかなどの具体策を学校に提示してもらい、子どもの復学に向けた努力を学校側に要請することになります。つまり、我々弁護士は学校に働きかけ、その傷ついた子どもが再び学校生活に戻れるように活動しています。

最後に

全ての子ども問題について言えることは、法律がどうのこうのという問題ではなく、大人が子どもたちに「寄り添っていく」という姿勢が一番大切です。私が「寄り添う」ということの大切さに気がついたのは、山田 洋次さんの「学校」という映画を見たことがきっかけです。その映画の1シーンで手紙を読む場面があり、その時の言葉を正確には覚えてはいませんが、「子どもにとって一番大切なことは、寄り添うことだ」というようなセリフがありました。私はこれからも、子どもたちに寄り添った活動をしていきたいと思っています。皆様方におかれましても、是非、子どもたちに寄り添って行ってあげてください。そして、寄り添い方にも色々な形があると思います。精

神的なこと（いつも子どもたちのことを考えてあげる、いつも身近にいてあげる）だけでなく、物質的な応援、金銭的な援助も一つの形だと思っています。皆様方の温かなご理解とご支援をどうぞよろしくお願いいたします。

例会の様子



ニコニコレポート 松下 幸夫 副会場監督

朝山 浩 会長、戸川 俊雄 副会長、野口 隆一 幹事、
入来 武久 60 周年実行委員長

本日は、弁護士 山根 大輔 様による卓話です。山根 様、
よろしくお願いいたします。

朝山 浩 会長

①私事ではありますが、この度、川崎市から川崎市保健衛生功労者表彰をいただくことになりました。従業員に感謝です。ちょっとうれしかったのでニコニコしました。

②戸川さん、本日の閉会の点鐘、よろしくお願いいたします。

貝田 洋君、大塚 正一君、松下 幸夫君

石坂先生、山根先生、ようこそ！今日の卓話、楽しみにしています！

親睦委員会：米山 元章君、豊見山 徹君、山川 哲史君、 峯岸 雅宏君、宮下 和也君

石坂会員、卓話、頑張ってください。

プログラム委員会：谷口 一成君、松波 登君

石坂会員、本日の卓話よろしくお願いいたします。山根先生の卓話、楽しみにしています。

川野 正久君

現在、ラグビーワールドカップが日本で行われています。ロシアに勝利し、世界第2位のアイルランドにも勝利しました。世界から賞賛の声が湧き上がっています。皆様からのご声援をお願いします。1 ラグビーファンより。

松山 直樹君

「ラグビー憲章」基本原則を網羅する5つの言葉。品位、情熱、結束、規律、尊重が実感できる大会が毎日行われていることに、1 ラグーマンとしてとても嬉しいです。

武田 信平君

Jリーグ第27節、フロンターレ対ヴィッセル神戸戦が先週28日に等々力にて行われました。天皇杯と同じ相手、試合展開も同じように2点先制されてしまいました。追撃しましたが1点止まりとなり敗れました。リーグ戦は残り7試合、頑張ってくださいね。同じ頃にラグビー日本代表が優勝候補のアイルランドと戦い殊勲の星を上げました。素晴らしい試合で感動しました。あれは、奇跡ではなく4年間の努力がもたらした当然の結果ですね。ベスト8入りを目指してサモア戦にも勝ってほしい。

ビール同好会：戸川 俊雄君、生垣 繁君、宮崎 秀樹君、 大部 哲也君、洪 征治君、柳澤 信夫君、豊見山 徹君

10月に入っても暑いですね。季節の変わり目、健康管理をしっかりやりましょう。石坂 会員、卓話、楽しみにしています。

色摩 和恵君

先日の朝山会長杯ゴルフコンペで、ついに、優勝させていただきました。ありがとうございました。